

デジタル庁は、令和6年5月10日付け事務連絡を発出し、分野別にデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限るなどの「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」を示し、データ連携基盤の共同利用を促すとともに、各都道府県に対し、データ連携基盤共同利用ビジョンを策定することを求めている。これを受け、道では、国の基本的な考え方を踏まえ、道内外に既に基盤が多数あることから、基盤の乱立を抑制し、必要に応じて既存の基盤の共同利用を促すことを基本としたビジョンを策定する。

1. データ連携基盤の現況

- 道内では、札幌市、更別村、江別市、小清水町、上士幌町の5市町村がデジ田交付金等を活用してデータ連携基盤(以下「基盤」という。)を整備済(共同利用を含む)。

2. 共同利用に向けた基本的な方向性

- 基盤を必要とする道内市町村がそれぞれの必要性に応じて既存の基盤(デジタル庁の「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載された基盤に限る。)を共同利用することを旨とする。

3. 道の取組

- 現在基盤を保有しており、他団体との共同利用を目指す道内市町村(以下「基盤団体」という。)と連携して、共同利用を推進する。
- 共同利用の範囲を道内に限る必要がないため、道外を含めた共同利用を進めるものとし、全国都府県に協力を求める。
- 基盤団体に対して、利用料をはじめ、基盤を他団体の利用に供する際の基本ルールなど共同利用にあたって必要と考える事項について、要綱等を定めるよう働きかける。
- 基盤団体に対して、当該基盤の仕様情報を公開するとともに、共同利用の申請窓口を開設するよう働きかける。
- 相談窓口を開設して基盤を必要とする道内市町村と基盤団体との共同利用に向けた協議が円滑に進むよう支援する。
- データ連携基盤の優良事例などの情報提供を通じ、道内市町村のデータ連携基盤への理解促進に努めるものとする。

4. 考慮事項

- 共同利用を進めるにあたっては、デジタル庁が策定した「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」に記載された定義などに沿って取り進める。
- データ連携基盤の共同利用事例が少ない中で作成する本ビジョンはあくまで暫定のものであり、今後の状況変化に合わせて柔軟に見直すものとする。
- 「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」を踏まえた整理統合については、将来的な課題として、今後、必要に応じて検討していく。

5. 当面の対応スケジュール想定(年度単位の取組)

- 2025年度 基盤団体に対して、要綱等の策定や申請窓口の設置などの働きかけを実施
基盤を必要とする道内市町村に対して、相談窓口により相談を受け付け、共同利用に向けた支援を実施
- 2026年度 共同利用の拡大(以降継続)